

付章 6 田辺遺跡の鍛冶工房

新田太加茂

はじめに

- 一 考古学的成果の整理
- 二 田辺古墳・墳墓群出土鉄滓
- 三 田辺氏
- 四 松岳山古墳群の被葬者と船氏
- 五 鍛冶工房の担い手

おわりに

はじめに

古代の柏原市域は河内国に属しており、大県郡、志紀郡の一部、安宿郡の一部が該当する。そのうち、田辺地域は安宿郡資母郷に含まれる。近年、この田辺地域から大量の鍛冶関連遺物が出土しており、鍛冶工房の存在が推測されている。本論の主旨は、当工房の性格を明らかにすることである。ただし、古代の田辺地域には、他にも田辺古墳群・墳墓群、田辺廃寺跡などの遺跡が集中している。そのため、古代の田辺地域を概観するには、鍛冶工房だけではなく、各々の性格を分析することが必要であろう。そのため、論を展開する過程で、田辺遺跡に深く関わる田辺史氏や、田辺古墳群・墳墓群についても言及する。その結果、古代国家成立期の田辺地域の様相が少しでも明らかになれば、本論の目的は達成されたといえる。

一 考古学的成果の整理

田辺遺跡は、東に明神山系、西に玉手山丘陵、南に金剛山地、北に生駒山地を配する、なだらかな丘陵上の広い範囲を領しており、田辺池のある谷筋部で大きく南北に分断される。大量の鍛冶関連遺物が出土したのは谷筋部よりも北部で、南部には田辺史氏の氏寺と考えられる田辺廃寺跡が確認されている。それでは、さっそく鍛冶関連遺物の出土状況を検討する。

一九九六年度に行われた発掘調査の調査対象面積は、元プールの跡地の約三五〇m²である。古代の遺構としては、飛鳥時代～奈良時代の大溝から鉄器及び青銅器加工関連の遺物が検出されており、大規模な金属器関連工房の存在が予想される⁽¹⁾。遺物の出土状況等の詳細については、既に報告されている遺構編を参照されたい⁽²⁾。

まず、これまでの調査結果から、田辺遺跡に大規模な鍛冶工房が存在したと判断できることを述べておく。一九八九年度『柏原市文化財概報』⁽³⁾にしたがって、同遺跡内の鍛冶関連遺物の出土状況を述べると、調査対象面積は約一〇〇〇m²であり、古墳時代後期の大溝から大量の鍛冶関連遺物が出土している。具体的な数量を挙げると、砥石の総点数が八点、鞴羽口の出土総数が四二一個、鉄

溝の出土総重量は五〇〇kg近くある。これだけの鍛冶関連廃棄物を、わざわざ遠隔地から運搬して廃棄するとは思えないため、付近に鉄器関連の鍛冶工房が営まれたであろうことは想像に難くない。

それでは、現段階で判断し得る限りで、当工房が使用された期間を考える。前掲の概報類によると、鉄溝に伴って出土した須恵器は陶邑編年第Ⅱ型式四段階～Ⅳ型式二段階で、六世紀末～八世紀前半のものとされている。もちろん、田辺遺跡全域にわたる調査が行われたわけではないため、工房の全容を把握することはできないが、少なくとも、奈良時代に入ると規模が縮小していくことは認められる。

以上が、田辺遺跡の調査結果から得られた事柄である。それでは以下、上記の事柄を踏まえたうえで当工房の性格を明らかにし、古代の田辺地域を概観したい。

注)

(1) この他、豊浦寺式類似の軒丸瓦一点、鳥坂寺と同様のタタキを施す平瓦が数点出土している。

田辺遺跡内の谷筋部には瓦窯跡などが確認されており、それらとの関わりも想定されるかもしれないが、現段階では判断し難い。

(2) 『柏原市文化財概報』一九九八－Ⅲ（一九九九年、柏原市教育委員会）。

(3) 『柏原市文化財概報』一九八九－Ⅴ（一九九〇年、柏原市教育委員会）。

二 田辺古墳・墳墓群出土鉄溝

本章では、田辺古墳・墳墓群について検討したい。なぜならば、一九九八年度『柏原市文化財概報』⁽⁴⁾で「田辺古墳群は、（中略）田辺廃寺を建立した田辺史と関係した墓域と考えられている。しかし、本書で報告する金属生産集団との関連性も一考する価値がありそうである。」と記されており、当古墳群と鍛冶工房との関係、さらには鍛冶と田辺史氏との結び付きという可能性を秘めているからである。

それでは先に、一九八六年度『柏原市文化財概報』⁽⁵⁾をもとに、当古墳群の概要を述べておく。古墳群は、田辺遺跡の東四〇〇メートルの段丘上に位置し、現在のところ一九基の古墳が確認されている。築造時期は、出土土器や石室の形態からみて、一番古いもので七世紀第二四半期頃で、七世紀末あるいは八世紀初頭頃に築造を終えるとされている。一号墳周溝内から鉄溝二五グラムが出土している。墳墓群は、古墳群から西八〇メートル離れた同一丘陵上に位置し、火葬墓などの九基の墳墓が確認されている。築造時期は、出土土器や骨蔵器などから、八世紀前半（あるいは初頭）から八世紀半ばと考えられる。四号墓木炭層内から鉄溝五〇グラムが出土しており、田辺廃寺跡出土のものと共通する方墳、平瓦が埋葬に用いられ、副葬品としては和銅開珍銅錢が確認されている。

以上のように、両墓群から鉄溝が各一点出土しており、このことが両墓群と鍛冶技術者の接点とされるようである。同概報では「被葬者の性格が小鍛冶関連の職種と関係するものと考えられよう」と記され、一九八九年度『柏原市文化財概報』⁽⁶⁾では「田辺古墳群は、丁度鍛冶生産が始まった頃から築造され、奈良時代まで継続している。鉄溝を出土する古墳が存在しており、鍛冶を行った集

団と係わりがある人物が葬られていた可能性が高い。」とされている。さらに、当古墳・墳墓群が従来田辺史氏の墓域とされていることを考えると、田辺史氏と鍛冶との関わりが想定される。一九九〇年度『柏原市文化財概報』⁽⁷⁾では、鍛冶関連遺物が大量に出土する遺跡北部と、田辺廃寺がある遺跡南部とでは、地域の性格が異なる可能性が指摘されており、田辺史氏と鍛冶工房との関わりについては否定的であるが、その積極的論拠は見当たらない。先に引用した一九九八年度の概報⁽²⁾においても、「田辺古墳群は、(中略) 田辺廃寺を建立した田辺史と関係した墓域と考えられている。しかし、本書で報告する金属生産集団との関連性も一考する価値がありそうである。」とされており、未だ明確な結論は出されていないことがわかる。そこで、田辺古墳・墳墓群をめぐる田辺史氏と鍛冶工房の関係について、改めて検討しておく。

かつて鍛冶工房と田辺史氏が結びつけられた要因は、田辺墳墓群出土の平瓦等から、当墓群は田辺史氏の墓域と考えられたことと、両墓群から鉄滓が出土していることである。確かに、墳墓群出土の平瓦から、当墓群が田辺史氏の墓域であることは認めざるを得ない。しかし、田辺史氏は漢語、文筆能力に関わる「フヒト」のカバネを有する氏族であるため、大規模な鍛冶工房を営むような氏族とは到底思えない。そこで、田辺古墳・墳墓群出土の鉄滓について、以下のように考えたい。

鉄滓は鍛冶を行った際に排出されるため、鍛冶作業と直接結びつくことは否めない。ただし、田辺史氏は氏寺として田辺廃寺を建立しており、造寺に際して付近に鍛冶炉を設けたものと考えられる。そのため、微量の鉄滓出土をもって鍛冶技術者集団を想定せずとも、田辺史氏の造寺に関連した供献物と考えて問題はない。

以上の検討から、田辺古墳・墳墓群出土の鉄滓をもって、田辺史氏と鍛冶工房を無理矢理結びつける必要はないと考える。

次章では、田辺史氏研究の視点から本章の結論を補強したい。

注)

(4) (2) に同じ。

(5) 『柏原市文化財横報』一九八六一IV (一九八七年、柏原市教育委員会)。

(6) 『柏原市文化財横報』一九八九一V (一九九〇年、柏原市教育委員会)。

(7) 『柏原市文化財横報』一九九〇一III (一九九一年、柏原市教育委員会)。

三 田辺史氏

本章では、前章とは別の視点から、田辺史氏と鍛冶工房は繋がるものではないことを述べ、同時に同氏と田辺古墳・墳墓群の関係も明確にしておきたい。

それでは、早速論証に移る。

史料1 『新撰姓氏録』左京皇別下 上毛野朝臣条

下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。大泊瀬幼武天皇《謚、雄略。》

御世、努賀君男百尊、為阿女産、向聟家、犯夜而帰。於応神天皇御陵辺、逢騎馬人、

相共話語、換馬而別。明日、看所換馬、是土馬也。因負姓陵辺君。百尊男德尊、孫斯羅、謚皇極御世、賜河内山下田、以解文書、為田辺史。宝字称德孝謙皇帝天平勝宝二年、改賜上毛野公、今上弘仁元年、改賜朝臣姓、續日本紀合。

史料1は、上毛野朝臣の祖先伝承を述べたものである。上毛野氏には、天平勝宝年間に田辺史氏から改賜姓された者がおり、そのため、田辺史氏の祖先伝承が含まれている。その中で、「皇極御世」に「河内山下田」を賜り、文書を解することにより「田辺史」のカバネを賜ったという記述がみえる。祖先伝承の内容は信用できないものが多く、例えば『日本書紀』雄略紀にもみえる「百尊」の説話⁽⁸⁾は、雄略朝のこととは考えられない⁽⁹⁾。しかし、史料1の記述のうち、田辺史氏が皇極朝に田辺地域に進出したとすることについては、比較的に信憑性が高いといえる。その理由を述べると、祖先伝承で年代を偽る場合、応神朝や雄略朝など、比較的古い年代に仮託することが一般的であり、皇極朝に仮託するケースなどは見当たらないためである。したがって、史料1の「皇極朝」という年代設定自体は事実に基づくとしか思えず、そうでなければ皇極朝に仮託する理由など一切見当たらない。そうすると、田辺史氏が現在の田辺地域に拠点を築いたのは、皇極朝（六四二～六四四）ということになり、六世紀から大規模な鍛冶工房を営んだ氏族とは考えられない⁽¹⁰⁾。

次に、田辺史氏と田辺古墳・墳墓群の関係について述べておく。前章において、田辺廃寺と共に出土した田辺古墳群については、田辺史氏の墓域であることを認めたが、墳墓群に先行する古墳群は全く別の墓域と考えることもできるからである。先に引用した一九九八年度の概報⁽²⁾が、田辺史氏だけではなく、別の金属器に関わる技術者も当墓群に関わる可能性を示唆している背景には、このような事情があるためではないだろうか。しかし、田辺古墳・墳墓群はどちらも田辺史氏の墓域であると考える。そのことを以下に論証する。

もし、田辺古墳群と鍛冶技術者を結びつけるとすれば、以下のような点であろう。

- ①古墳群から鉄滓が出土している。
- ②古墳群の使用期間と鍛冶工房の操業期間が概ね一致する。
- ③墳墓群は火葬墓が中心であり、古墳群と性格が異なる。

しかし、以上の三点は以下のように考えられる。

①については、前章で述べたように、鍛冶工房の扱い手であるとする論拠とはならない。むしろ、墳墓群は田辺史氏の墓域であることが確定的であるため、墳墓群出土の鉄滓に対する解釈が困難になるであろう。出土量をみても、大規模な工房に携わったと判断できる分量ではない。

②については、古墳群の築造開始時期が問題になる。確かに、築造開始時期を七世紀初頭とすれば、六世紀末頃から鍛冶工房を営み始めた集団の墓域と考えられるかもしれない。しかし、このような解釈は、先に引用した一九八六年度の概報⁽⁵⁾の記述によったものである。当概報によると、出土土器は『飛鳥・藤原京発掘調査報告』Ⅱ⁽¹¹⁾の区分でいうⅢ期（七世紀中葉）のものが殆どであるが、一号墳の周溝から出土した杯一点のみがⅡ期（七世紀第二四半期）のものであり、これを「供献物」とみたとすれば、一号墳築造は七世紀初頭と考えられるとされている。しかし、一号墳周溝出土の杯を供献物とみる根拠は特に無く、当然、築造時のものと考えることも十分可能である。一

号墳周溝出土須恵器計二一点のうち、II期のものは上記の一点だけであることを考えると、II期～III期への移行時期に築造されたとすることもできよう。そうすると、田辺古墳群の築造開始は七世紀中葉の中でも早い段階ということになり、鍛冶工房の操業期間とは必ずしも一致しないことがわかる。むしろ、上記の時期は田辺史氏が当地域に進出した皇極朝に合致しており、田辺史氏の墓域としても問題はない。

③については、被葬者集団が変わったための変化とはいえない。史料上での火葬の初見は文武四年（七〇〇）の河内国丹比郡の僧道照であり、「天下火葬、從^レ此而始也。」とされている⁽¹²⁾。さらに、大宝三年（七〇三）には持統太上天皇が火葬されており⁽¹²⁾八世紀初頭頃に国家が火葬を受け入れたことがわかる。この時期は、まさに田辺古墳群から墳墓群の境界期であり、田辺史氏の埋葬方法も火葬に切り替わったことを示すものであろう。古墳群の構成において、東から次第に西へと築造していくことからも、さらに西の墳墓群へと墓域を移動させたことを思わせる。同丘陵上に位置し、しかも、たった八〇メートルしか離れていない両墓群を別々の氏族のものとするよりも、以上のように解釈するほうが妥当ではないかと考える。

以上の検討から、田辺古墳・墳墓群は田辺史氏の墓域と考えられる。八世紀中頃に造墓が行われなくなるのは、律令文書行政の進展に伴い、下級事務官として中央に出仕したり、改賜姓されたりすることで、実質上本貫地を離れる者が多くなることが原因であろう⁽¹⁴⁾。

前章及び本章での考察から、田辺遺跡は、鍛冶工房が営まれた北部と田辺史氏の本拠である南部に分けるべきであろう。したがって、結果的には、鍛冶工房一帯と田辺廃寺一帯とは全く別地域であるとした一九九一年度の概報の指摘は、承認されるべきである⁽¹⁵⁾。

注)

- (8) 『日本書紀』雄略十年七月壬辰朔条。なお、雄略紀では「伯孫」とある。
- (9) 諸田正幸「渡来人論・序章」（『歴史学研究』五八二、一九八八年）など。
- (10) 田辺遺跡とは直接関わらないが、今井啓一氏が「藤原不比等と田辺史大隅」『帰化人の研究』鶴脇篇 所収、一九六九年、綜芸社、一九六一年初出）において、田辺史大隅と鍛冶造大隅は同一人物であると指摘されている。しかし、そのように考えられないことは、真鍋成史「河内国・守部氏に関する基礎的考察」（河内古文化研究会編『河内古文化研究論集』所収、一九九七年、和泉書院）を参照されたい。
- (11) 『飛鳥・藤原京発掘調査報告』II（一九七八年、奈良国立文化財研究所）。
- (12) 『続日本紀』文武四年三月己未条。
- (13) 『続日本紀』大宝三年十二月癸酉条。
- (14) 平安時代の例ではあるが、『新撰姓氏録』には右京皇別にも田辺史氏が記載されている。
- (15) これまで出土した土器をみると、田辺池より北部の地域では古墳時代のものも出土するのに対し、南部及び田辺古墳・墳墓群付近の地域では、七世紀前半～中頃以降のものしか出土していないことがわかる。『柏原市文化財概報』一九八〇（柏原市教育委員会、以下同じ）、『同』一九八二-II、『同』一九八六-Iなど参照。このことは、筆者の考える田辺史氏の田辺地域

進出時期とも概ね一致する。

四 松岳山古墳群の被葬者と船氏

一九九一年度の概報では、田辺史氏以外で鍛冶工房に結びつく勢力について、次のような二つの可能性を提案されている。

①田辺遺跡北部の丘陵をさらに北へ進むと松岳山古墳群があり、その被葬者集団が支配した鍛冶技術者集団の可能性。

②田辺遺跡北部の丘陵を東へ行くと、後に国分尼寺が建立されたと思われる地に至り、さらに東の国分寺へと続く。そのため、当所には国分寺を誘致するような勢力が盤踞しており、彼らが支配した鍛冶技術者集団の可能性。

②については、国分寺からみて大和川を挟んだ対岸（現、青谷）に竹原井頓宮が存在したようであり、頓宮が聖武ゆかりの施設であることを考えると、有力氏族が誘致したのではなく、国家側が建立地を定めた可能性も考えられる。しかし、現地の有力者の財力、技術者集団を利用したことは十分に考え得ることであり、現段階ではどちらとも判断し難い。そのため、本章では①の問題について言及する。

松岳山古墳群は、大和川沿いの東西約五〇〇m、南北約一五〇mの丘陵上に位置する。前方後円墳の松岳山古墳を含め、十基前後の古墳が築かれており、四世紀後半代の特徴を持つ前期古墳群である⁽¹⁶⁾。そして、松岳山の丘陵からは「船王後墓誌」が出土しており、墓誌によると王後は辛丑年、つまり舒明十三年（六四一）に没したとあるので、七世紀中頃には船氏の祖の墓地としたことになる。したがって、仮に船氏が四世紀から松岳山周辺に墓域を有していたとすれば、松岳山古墳は船氏の祖と深く関わる。

それでは先に、船氏が松岳山古墳群の被葬者の系譜を引くのか否かをはっきりさせておきたい。ここで問題となるのは、渡来系氏族である船氏の渡来時期である。『続日本紀』によると、船氏の祖辰孫王が応神朝に渡来したとある⁽¹⁷⁾。しかし、応神紀にみえる渡来記事は信憑性に乏しく、特に船史氏などの史のカバネを有する氏族は、比較的新しい時代に渡来した氏族と考えられる⁽¹⁸⁾。船氏の祖である王辰爾が船史の氏姓を賜ったのが欽明天年（五五三）であり⁽¹⁹⁾、「史」賜姓時期と渡来時期が大きくずれるとは思えないので⁽²⁰⁾六世紀の渡来とするのが妥当である。そうすると、船氏が松岳山一帯に墓地を設けるのは、六世紀以降でなければならない。したがって、松岳山古墳の被葬者が船氏の祖とは考えられない。松岳山古墳の被葬者の系譜は不明であるが、仮に系譜を引く氏族がいたとしても、船氏に墓域を侵されるほど衰退したということであり、大規模な鍛冶工房を営むような勢力を有したとは思えない。以上の検討から、松岳山古墳群の被葬者の系譜を引く一族が、田辺遺跡の鍛冶技術者集団を支配したとは考えられない。

次に、船史氏と鍛冶の関連性について述べる。時期的には、田辺遺跡の鍛冶工房が使用された時期と船王後の時代とは、まさに合致している。しかし、船史氏が鍛冶技術者集団であったとは考えられない。田辺史氏と同様に、船史氏は漢語・文筆能力を活かし、六世紀中頃には史のカバネを賜

った氏族である。次第に始まりつつある文書行政には欠かせない能力者集団であり、鍛冶技術者集団とは全く色合いが異なっている。やはり、船氏を鍛冶技術者集団とみるのは、かなりの無理がある。

注)

- (16) 山本昭「松岳山古墳群の被葬者集団」(『柏原市文化財概報』一九八五-I所収、一九八六年、柏原市教育委員会) など。
- (17) 『続日本紀』延暦九年七月乙丑条。
- (18) 請田氏(9)論文。
- (19) 『日本書紀』欽明十四年七月甲子条。
- (20) 請田氏(9)論文。

五 鍛冶工房の担い手

ここまで、田辺遺跡の鍛冶工房の担い手として、従来想定されてきた可能性を検討した。その結果、未だに鍛冶技術者集団の実態について、明確な結論は出されていないことがわかる。そこで、本章では改めて鍛冶技術者集団の実態について検討し、筆者なりの見解を述べたい。

田辺遺跡は古代の行政区画では、河内国安宿郡資母郷にあたる。この資母郷を本拠とすることがわかる氏族としては、田辺史氏の他に下氏がいる。結論からいうと、下氏こそ田辺の鍛冶工房の担い手ではないかと推測する。その論拠を以下に述べる。

『新撰姓氏録』にみえる下氏は、以下の通りである。

史料2 『新撰姓氏録』左京諸蕃上

下村主

出レ自ニ後漢光武帝七世孫慎近王ニ也。

史料3 『新撰姓氏録』右京諸蕃上

下村主

出レ自ニ後漢光武帝七世孫慎近王ニ也。

史料4 『新撰姓氏録』河内国諸蕃

下曰佐

出レ自ニ漢高祖男齊掉惠王肥之後ニ也。

史料2・3・4によると、下氏は下村主・下曰佐の二系統が存在し、下村主の方は「左京諸蕃」「右京諸蕃」となっているものの、下村主・下曰佐氏は元来河内国安宿郡資母郷を本拠とする氏族と考えられる⁽²¹⁾。ただし、諸史料から古代の下氏の動向を窺っても、下級事務官という性格しか導き出せない⁽²²⁾。そこで、次に下氏を鍛冶と結びつける根拠を提示する。

史料5 『続日本紀』養老三年(七一九)十一月戊寅(二十四日)条

少初位下河内手人大足、賜ニ下訳姓ニ。(下略)

史料6 『続日本紀』養老四年(七二〇)六月戊申(二十七日)条

河内国若江郡人正八位上河内手人刀子作広麻呂、改賜_下村主姓_一、免_一雜戸号_一。

史料5、6をみると、「河内手人氏」が下氏に改賜姓されていることがわかる。史料6の河内手人刀子作広麻呂は、「刀子作」とあることから、鍛冶技術に関わった氏と思われる。史料5の河内手人大足は、どのような技術を有する雜戸かわからないが、広麻呂と同じ河内手人姓であることから、彼も鉄器生産・加工に関連する技術者であった可能性が高い。そのように考えると、後に下氏を名乗る河内手人氏こそ、田辺の鍛冶工房に従事した技術者集団と考えられるのではないだろうか。以下、河内手人氏について検討する。

「手人」という姓は、河内手人氏だけにみえるものではない。管見の限り、史料上で確認できる「手人」の用例は、史料5・6以外には以下のものが挙げられる。

史料7 『古事記』応神天皇

(上略) 又、貢_一上手人韓鍛名卓素、亦呉服西素二人_一也。

史料8 『続日本紀』養老三年(七一九)十一月辛酉(七日)条

少初位上朝妻手人龍麻呂、賜_一海語連姓_一、除_一雜戸号_一。

史料9 『続日本紀』養老三年(七一九)十一月戊寅(二十四日)条

(上略) 忍海手人広道、賜_一久米直姓_一。並除_一雜戸号_一。

史料10 『続日本紀』神亀元年(七二四)十月壬寅(十六日)条

(上略) 忍海手人大海等兄弟六人、除_一手人名_一、從_一外祖父外從五位上津守連通姓_一。

「手人」の初見は、史料7である。ここでは、鍛冶職人、服飾職人の双方に対して「手人」と称しているようであり、鍛冶技術者のみに用いられる名称ではないようである。但し、史料5・6・8・9・10にみえる手人氏達は、鍛冶技術者と考えてもよいであろう。その論拠を以下に述べる。

史料11 『元興寺縁起』所引 推古四年(五九六)「元興寺塔露盤銘」

(上略) 爾_レ時使_一作金人等_一。意奴弥首名辰星也。阿沙都麻首名未沙乃也。鞍部首名加羅爾也。山西首名都鬼也。此四部首為_レ將、諸手使_一作奉_一也。(下略)⁽²³⁾

史料11は、飛鳥寺建立時に動員された工人に関するものである。首姓の氏族四名を「將」として、「諸手」が動員されたという内容である。この史料にみえる「作金人」は鍛冶技術者を意味するものと思われ、「諸手」は実際に作業に従事する「手人」を示すものと考えられる。ここで注目したいのは、「將」とされる四名の氏名である。「意奴弥」は忍海、「阿沙都麻」は朝妻、「山西」は河内にも置き換えられるため、まさに、史料5・6・8・9・10にみえる手人氏等に対応する。つまり、忍海首—忍海手人、河内首—河内手人といった対応関係を読みとることができ、彼らは鍛冶技術者集団を構成していたのであろう。

以上の検討から、史料5・6の「河内手人」は、どちらも鍛冶技術者であったと考えられる。それでは、なぜ彼らは改賜姓にあたって、「下氏」を名乗ったのであろうか。その理由は、河内手人氏の本拠が河内国安宿郡「資母」郷であったためであろう。そうすると、資母郷南部を占める現田辺地域は田辺史氏の本拠であるため、下氏の本拠は同郷北部の現国分地域と考えるのが妥当であろう⁽²⁴⁾。そして、田辺遺跡内で鍛冶工房跡が出土しているのは、まさしく現国分地域に他ならない。

ここに、文献研究と考古学的成果の一致をみてもよいのではないだろうか。河内首氏－河内手人氏集団こそ田辺の鍛冶工房に従事した技術者集団であろう。

注)

- (21) 下氏が盤踞したために、後に「資母郷」となったのであれば、元来の本拠地ともいえない可能性があるが、「上」「下」などという命名の根拠は地理的な要素が強く、地名が先行すると考えてよいだろう。
- (22) 下氏は「正倉院文書」の事務帳簿類に散見する。なお事例が多いため、出典は省略する。
- (23) 『元興寺縁起』の記載が信憑性に欠けることは言うまでもないが、史料11で引用した内容が後世の潤色を受けるようなものとは思えない。
- (24) 飛鳥寺建立に携わったとすれば、河内首－河内手人氏は百済系技術者集団となる。一方、『新撰姓氏録』によると下氏は中国系氏族であり、出自に矛盾が生じるようにみえる。しかし、同史料で中国系とされる阿直史、文首は、「大僧正舍利瓶記」の記述などから百済系であったことがわかる〔請田氏（9）論文〕。したがって、河内手人氏も、百済系氏族でありながら、平安時代には中国系氏族を名乗っていた可能性がある。

おわりに

以上、五章にわたって田辺遺跡の鍛冶工房について検討した。その中で、工房の担い手は河内首氏－河内手人氏たちであると結論し、周辺氏族との関わりについても触れた。その結果、田辺遺跡の鍛冶工房が七世紀末頃に操業を始め、八世紀前半に衰退していく歴史的背景として、以下のことが指摘できるのではないだろうか。

操業開始の背景に関しては、史料11の飛鳥寺建立時期と一致することは単なる偶然ではないようと思える。青銅器関係や鍛冶製造も行われていたことからも、同工房と古代寺院築造の隆盛とは無関係ではないだろう。諸寺院の築造に動員された渡来系工人の一員として、河内手人氏たちが活躍したものと思われる。したがって、今後は周辺氏族の氏寺、あるいは河内国分寺、国分尼寺なども視野に入れる必要があるかもしれない。

工房衰退の背景については、以下の要因が関わり合っているように思える。第一に、諸寺院の築造が一段落したことである。それに伴って、田辺の工房の重要性も低下していったのではないだろうか。第二に、国家による金属器関連技術統制策との関わりである。『続日本紀』をみると、金属器関係のカバネを有する氏族の改氏姓記事が、八世紀前半に集中している。このことについて、浅香年木氏は国家による鉄器生産技術者の解放とみておられる⁽²⁵⁾。第三に、文書行政の進展及び仏教興隆に伴う写経事業の隆盛などによる、事務官人の需要が増大したことが考えられる。河内手人氏が下氏と改氏姓し、下級事務官人としての道を歩んだ背景として、このような要素があったものと思われる。

史料6で、下村主に改氏姓された河内手人刀作広麻呂は、その後「正倉院文書」に大般若波羅蜜多経書写の檀越として登場⁽²⁶⁾。鍛冶とは全く関わりのない下級事務官人となっている。たった一例

ではあるが、広麻呂のような経験が、田辺の鍛冶工房の転換期に従事した鍛冶技術者の典型例であったのかもしれない。

注)

- (25) 浅香年木「初期官営工房の構造」(『日本古代手工業史の研究』第一章第二節所収、一九七一年、法政大学出版局、一九六八年初出)。
- (26) 『寧楽遺文』下六一八。